

第7回 府中市男女共同参画推進協議会 議事録

■日 時 令和元年10月3日（木）午前10時から正午

■会 場 府中市役所北庁舎 第6会議室

■出席者 (委員)
諸橋会長、内海副会長、安藤委員、糸井委員、今喜寿委員、
田中委員、徳原委員、内藤委員、堀井委員、向井委員
(政策課)
矢ヶ崎課長、板橋主幹、小菅主任
(事務局)
堀江市民協働推進部長、田代地域コミュニティ課長、
三浦地域コミュニティ課長補佐、新妻男女共同参画推進係長、
高畑主任
(文化科学研究所)
瀬戸

■欠席者 赤羽委員、松本委員

■傍聴者 1名

■議 事 審議事項

- 1 府中市男女共同参画計画推進状況評価報告・第三者評価に係る担当課ヒアリング及び第三者評価について
- 2 第6次府中市男女共同参画計画について

■資 料

- 1 府中市男女共同参画計画推進状況評価の第三者評価に係る担当課ヒアリングについて
- 2 府中市男女共同参画計画推進状況評価重点項目各委員評価
- 3 第6次府中市男女共同参画計画 男女が共に参画するまち府中プラン（案）

開会

【会長】

定刻になりましたので、第7回府中市男女共同参画推進協議会を開会いたします。まず、事務局から本日の委員の出席状況について、報告をお願いします。

【事務局】

本日の出席状況ですが、赤羽委員と松本委員からご欠席のご連絡をいただいております。現在定数12名中10名の委員の皆様に出席をいただいております、出席者が過半数を超えておりますので、本協議会は有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日の傍聴ですが、1名ご応募がございましたので傍聴の許可につきまして、本協議会のご判断をいただきたいと存じます。

【会長】

1名の傍聴希望があるそうですが、委員の皆様にお諮りします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

それでは、傍聴者のご入場をお願いしたいと思います。

(※傍聴者入場)

【事務局】

本来、議事録の確認と資料の説明をさせていただいておりますが、政策課の職員に来ていただいておりますので、ヒアリングからお願いします。

【会長】

それでは今、説明がありましたように、議事録と資料の確認は後にします。政策課の皆様にお越しいただいておりますので、本日は審議事項(1)府中市男女共同参画計画推進状況評価報告・第三者評価に係る担当課ヒアリング及び第三者評価についての、担当課ヒアリングから始めたいと思います。ヒアリングの時間は約30分です。

事前にお送りした、「資料1 府中市男女共同参画計画推進状況評価の第三者評価に係る担当課ヒアリングについて」にまとめてありますが、「1 重点項目に対する取組について」から2、3とあり、最後に「4 その他の質問事項」となっております。皆様からいただいたものについて政策課から回答していただきます。政策課の令和元年度の重点項目は1件で、「事業項目番号1 審議会等における男女それぞれの構成比率を35%以上に促進」です。その他に担当する事業項目がもう1つあり「事業項目番号2 すべての審議会等に女性委員の登用」です。これを中心にご回答いただき、質疑応答したいと思います。よろしいでしょうか。それでは政策課の皆様、お願いいたします。

【政策課】

(政策課 自己紹介)

「1 重点項目に対する取組について」のこれまでの取組と、今後の取組についてご説明いたします。まず、これまでの取組について、本市では、第6次府中市総合計画前期基本計画において、男女共同参画の推進を掲げており、審議会等における女性委員の登用についても施策指標の一つに設定しています。また、審議会等の運営マニュアルを策定し、女性委員の積極的な登用について規定をしています。委員の選出については、個々の審議会等の特性等に鑑み、関連分野に精通した団体等から委員を推薦していただいております。女性委員の登用についても、女性の割合が総じて低い現状を踏まえ、各団体等に対して、できる限り女性委員を推薦していただくようお願いしているところです。

また今後の取組予定ですが、引き続き、運営マニュアルに基づき、審議会等における女性委員の積極的な登用を推進していくとともに、女性委員がいない審議会等を所管する関係課に対して、女性委員を登用するよう働きかけを実施していきます。

続きまして「2 重点項目に関する質問事項」について回答いたします。

(1) 自己評価を1とした理由、目標を達成できなかった原因、これまでの取組みなどについて教えてほしい、ですが、自己評価を1とした理由につきましても、昨年度と比較し、女性委員の割合が0.5%減少したため自己評価を1としております。また、目標を達成できなかった原因ですが、1点目として附属機関等の特性等に鑑み、関連分野に精通した団体に対して、委員の推薦を依頼したところ、特別な専門性が求められる分野にそもそも女性の割合が少ないことから、男性委員の推薦しか得られない場合や、2点目として附属機関等の構成員について、団体の代表者が指定されている場合において、団体の代表者に女性が就任していない場合、この2点が主な原因と考えています。

またこれまでの取組についてですが、「附属機関等の委員の選任に関する基準」に基づきまして、女性委員の積極的な登用を図るべく、職員への周知徹底を行うとともに、委員の選出母体となる関係団体に女性委員の推薦を依頼するなど、すべての附属機関等に女性委員を登用するよう働きかけを行っております。また、委員の委嘱の際には、事前に政策課担当者によるヒアリングを行い、女性委員の割合の確認や登用が難しい理由等を確認し、是正を促しています。

(2) 今後の取組み、施策について教えてほしい、ですが、附属機関等の設置条項に関する調査を毎年4月に行い、女性の登用割合等についての状況及び登用割合を達成できない理由の報告を依頼しています。当該報告を踏まえ、引き続き女性委員の登用の働きかけを行っていきます。

(3) 女性委員の登用ありきの考えが先行して、審議会等の運営の面で支障が発生するようなことはないか、ですが、女性委員の登用を前提条件とした場

合、審議会等の特性に合った委員の選任が難しくなり、本来の審議会等に求める役割が果たされない恐れがあります。

(4) すべての審議会等で公募はしているのか。また、各審議会等について、公募委員の比率や公募委員の男女比はどのくらいか、ですが、現在の公募委員の在籍機関の割合は45.1%、公募委員57名のうち26名が女性委員であり、女性の割合は45.6%となっています。

続きまして、「3重点項目以外の事業項目に関する質問事項」について回答いたします。

(1) 3つの審議会等の女性委員が0名の理由を教えてください(空家等対策協議会、都市計画審議会部会、建築紛争調停委員会)、につきましては、審議会等の特性等に鑑み、関連分野に精通した団体に対して委員の推薦を依頼したところ、特別な専門性が求められる分野にそもそも女性の割合が少ないことから、男性委員の推薦しか得られなかったためです。なお、次回改選時には、選出母体に女性委員の選出を依頼し、女性委員の登用に努めるよう各主管課に依頼をしています。

(2) 今後の取組み、施策について教えてください、につきましては、2(2)と重複のため、今後の取組、施策については省略をさせていただきます。

また「目標を98%以上ではなく、なぜ100%にできないか」についてですが、審議会等の特性等を鑑み、関連分野に精通した団体に対して委員の推薦を依頼したところ、そもそも女性の割合が少ないことから男性委員の推薦しか得られない場合がありますので、引き続き98%と設定しています。

また「女性委員の割合が0%の審議会における人材育成計画はあるか」についてですが、こちらは当課では把握をしておりません。

「4その他の質問事項」について回答いたします。政策課の職員の男女構成比についてですが、政策課職員25名中5名が女性職員です。

説明は以上です。

【会長】

ありがとうございます。「1 審議会等における男女それぞれの構成比率を35%以上に促進」という重点項目とその他についてご説明をいただきました。皆様の方でご意見、ご質問等はございますか。

【委員】

ただいまの説明、よくわかりました。女性委員がいない審議会がいくつかある訳ですが、女性が全くいなくて、男性だけですべていろいろなことを議論し、決定していくというときに、なんの問題も感じていないのでしょうか。政策課の皆様いかがでしょうか。

【政策課】

我々としては当然総合計画の中で指標を決定して、男女共同参画の推進ということを掲げさせていただいていますので、やはり様々な施策を推進する上では男女それぞれの視点がある中、議論を重ねて様々な施策を推進していく、それは目指すべきところだということで計画に施策のところも設定させていただいております。女性委員の登用を、我々としてもできる限り、各附属機関を担当する部署にはお願いしております。問題というところはなかなか説明、お伝えの仕方が難しいですが、我々も男女共同参画を推進していくという上では、やはり女性委員は登用してもらいたいという思いではあります。

【委員】

男性だけで決定している審議会は問題がある、と思っていらっしゃるということでしょうか。

【政策課】

必ずしもそうではなくて、やはりそれぞれの分野における状況というのはあるので、そこは認識をしなくてははいけない。一方では附属機関、地方自治法に基づいて首長ですとか行政委員会がそれぞれ審査、議論をされるためにあえて設置をしている機関なので、議論をいただく中で、それぞれの目的がしっかりと果たされれば附属機関の役割としては十分に達成されるものだと思います。委員構成については附属機関の設置目的からすればそこはあまり問われるところではないのかもしれないと思っています。そこはバランスをとりながら、当該施策については総合計画の男女共同参画に沿って進めていかなければならない、そこはしっかり認識しているつもりで、女性委員がいないから問題であるとは、ただちには言えないという風にお答えさせていただきたいと思います。

【委員】

女性委員の比率の10%以下で5機関、0%が3機関というのは、法律的なことや、不動産などは専門性を有する人材に女性がいらないということでしょうか、このハードルを超えないと問題解決にはなかなか至らないのではないのでしょうか。例えば0%の都市計画審議会部会とか建築紛争調停委員会とか確かに女性を出しにくいですが、7、8名委員がいらっしゃる訳ですからそのうち1、2名は女性の方を言葉は悪いけれど無理やり入れ、専門性ではなくても女性の視点からその問題を見る目を養うということもした方がいいのではないのでしょうか。例えば、紛争だから男性が出てきて男性の目線で法律に基づいて解決する、というだけでなく、女性の目線ではこういう環境問題もあるとか、男性の委員だけでは見えない意見が出てくるのではないかと思います。ですから、必ずしも専門性を有さなくてもいいというのも1つの考え方ではないのでしょうか。

【政策課】

ご意見いただいて受け止めさせていただきたいと思いますが、やはり一方で、附属機関の設置のそもそもの目的が、行政の執行機関がより専門性の高い分野において様々な知見をもった方からご意見あるいは判断を仰ぎたい場合に、地方自治法に基づいて設置ができるということになっています。逆にいうと附属機関の中で、専門的な部分についてご議論、判断をいただく機関に、専門性やそれに見合った報酬等の問題も関わってまいりますので、そういったところのバランスも見ないといけないので、ただちにそういう方向で整理ができるかという、課題かなと思います。一方では、附属機関ではない、その他会議といわせていただいている、施策を進める上で様々なご意見をいただくための協議会というのを市で設置をしています。どちらかという、市の方で何か施策、取組を考えていく場合に様々な方から意見をうかがう場として設置する協議会の方が自由度もあり、いろいろな視点から様々な方が専門性をもってなくても一市民という枠で男女のバランスをとりながらできるかなと思います。いただいた意見も踏まえて様々な点から考えていきたいと思っています。

【委員】

そうすると、この一覧表の中で、審議会というのはある程度専門性が高く、協議会は専門性がなくても一般の人が意見を言いやすいというような捉え方でよろしいですか。

【政策課】

そうですね。従前はそこところが少し混在しているようなところもあったのですが、できる限り明確にということで、専門性があるものについては附属機関として設置をしていくべきだと判断されれば、法に基づいてやっていく、それ以外のものは、その他会議ということで区分けをさせていただいて、そちらはご意見をいただく場、という役割の整理をしているところです。

【委員】

先ほど協議会は自由度があり専門性がなくても問題ないとおっしゃったのだと理解しましたが、それで正しいですか。

【政策課】

そこは私の説明がうまく伝えられていないかも知れないのですが、協議会という名称で附属機関の場合もあります。現状は附属機関とその他会議ということですが、名称の整理がしきれていないところもあります。

【委員】

もし先ほどおっしゃったことが正しいのであれば、空き家等対策協議会も女性がゼロで、これは女性を入れていただけるなと思ったのですが、そこは専門性が高い、ということということですね。

【政策課】

そうですね、そこは附属機関になります。

【委員】

今後こういう記載は、例えばアスタリスクをつけるなどしていただけると、私たちも、これはしょうがないなとか判断がつきやすいと思います。この委員会もむしろ女性が多いくらいですし、会による特性があると思うので、その辺を明記していただけるとありがたいと思いました。

【会長】

他はいかがでしょうか。

【委員】

都市計画審議会部会は確かに女性がゼロですが、その上に府中市都市計画審議会というのは全体で17名中2名の女性がいます。部会と審議会は重複している人がいるのでしょうか。また、両方とも附属機関であるなら、女性2名のうち2名、もしくは1名でも、部会の方には入れていただけないのでしょうか。

【政策課】

まず構成としましては、都市計画審議会という1つの機関が存在していて、その審議会の中で、より特命的な事項を専門的に調査や審査をお願いしたいということで設置をされるのが部会です。審議会17名の中から選ばれた7名が部会を構成してより詳細な検証をしているということです。

【委員】

それは報酬の面でも同じ方に倍支払われているということですか。

【政策課】

そうですね。それは会議体が別になりますので、会議を別に開催しているということになりますので、本会議の動きと別に部会の会議が重なれば、当然その都度の報酬というのはかかってきます。

【委員】

その2名の女性の方はその部会に入るほどの専門性がないということですか。

【政策課】

おそらくそこについては、所管部署の方でそういう判断なのか、あるいは部会設置にあたってその会議体の中でその部会の設置の必要性からこの分野についての知見のある委員にお願いするというので、たまたまそういう7名で入っていないという可能性もあります。

【委員】

せっかくそこに2名いらっしゃるのですから、その辺を政策課の方で強く押されていかないと、なかなか目標に到達するとうことはできないと思います。ここがいいチャンスだと思うので、ぜひその辺をご検討いただければと思います。

【政策課】

その都度そういった形でのお話はさせていただくのですが、繰り返しになりますが、より専門性が高まった部会になるので、どこでその分野で専門性が高い方が女性であれば当然入ってきますし、そこは自治体の運営の考え方よく検討してもらえるように主管部署には情報提供等をしていきたいと思います。

【委員】

35%以上に促進ということを目標にしていますが、話を聞いていると、これまでの各附属機関の実情とか専門性などを踏まえると、男性が役員になっているとかいろいろとしがらみみたいなものがあり、その中でのやり方は働きかけくらいしかなく、今後も同様に働きかけくらいしかない、という感じがしました。過去5年間ほぼ横ばいのところに、いままでと同じやり方をするのでは、厳しい言い方ですが、35%にならないと思います。具体的に女性委員の割合が、附属機関で28.32%、その他会議で41.63%、今、聞いているとその他会議は当然増えています。全体を見通したときに、専門性という制約がない協議会について、もっと女性委員を増やしていくための具体的な取組の方向性や目標をもっていないのに、35%という目標を立てているのは、どういう意味があるのかと疑問を感じてしまうところがあります。

【政策課】

まさにご指摘をいただいたところが、我々の取組の中で非常に難しく感じていますし、また具体的な解決策というのを、過去にも、いろいろな形でご意見をうかがう場は設けていただきご意見をいただいておりますが、なかなか皆様にお示しできていないというのが正直なところです。ただ一方で、パーセンテージ等を明確にしてしまうと、先ほど冒頭の回答でもさせていただいた通り、本来の附属機関設置の目的に合わなくなってしまうと、それはそれで本末転倒なところがあるので、そのバランスをうまくとっていくというところがあります。まずやらなければいけないのは、主管部課に理解認識を求めていくということ、それに基づいて、できる限り女性委員の割合を達成できるよう努力をお願いすることだと思います。その中で、委員を選ぶ内部の決定の手続きでは必ず政策課を通すようにしてくれということで、チェックはかけさせていただいて、その内容で女性委員が入っていないとなぜなのか、入れることはできないのかは、従前以上に二重三重のチェックをかけるように取り組んではいるのですが、それが実際効果としてつながっていないので、具体策についてはいただいたご意見をしっかりと考えていきたいと思います。その他会議の割合をあげていく、また全体としても達成状況を少しでもよくするなど、いただいたご意見を踏まえて、工夫をしながらこの取組は進めていきたいと思います。

【委員】

35%の目標を立てている、それに向けた具体的な取組の戦略、対策をもっていただきたいというお願いです。

【会長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】

運営マニュアルの中にある女性委員を増やすというのは、どのような記述があるのでしょうか。

【政策課】

運営マニュアルの中には、委員選任についてという記載がありまして、その中で第6次総合計画の中では女性委員の登用割合を40%以上としており、男女構成比を40%以上となるように配慮するという記載があります。記載に基づいてこのパーセンテージを満たせるように努力していくということが明記されています。

【会長】

先ほど女性委員の登用ありきの考えが先行して、審議会の運営で支障をきたす場合があるかもしれない、という質問に対して、それはあるというご回答でしたが、具体的に女性の委員を入れたために、審議会の役を果たせなかったという事例はありますか。

【政策課】

本来であれば最低限かつ効果的に効率的にご議論ご提言いただけるような附属機関の設置が求められる際に、女性委員を必ず入れなければいけないとなると、求められる専門性といった観点で専門的な議論を行うために選ぶ場合に、本来専門的な議論を専門的な知見を有する方を3人お願いしたいところを、あまりはつきりと女性でなければならないということを要件としてしまうと、今実際女性を入れられていないという機関がなかなか対応しきれないのではないかなと思います。

【会長】

これだけの時代なので、女性の隠れた人材はたくさんいるはずですよ。それを発掘する努力をしていただきたい。先ほど育成計画までは把握していないというお返事でしたが、育成する努力、育てて伸ばして登用するという形で女性委員は増えていくと思います。政策課単独では難しいかもしれませんが、具体的な施策とか目標はあるでしょうか。

【政策課】

委員の選定の際に我々のところにも様々な情報が入ってきます。そういったところを活用して、例えば大学の教授を探しているということであれば、ここの

大学にどこかが依頼していたのでそのついでで誰か探せないか、そういったことは横のつながりの中で、情報交換させていただいて、なんとか登用できないかということ働きかけることはやっているのですが、そこをさらに進めていきたいと思っています。ただ一方で全国的に見れば、人材はいると思いますが、現実的に審議会の運営が短期間で集中してやれるような場合にはもしかしたら参画ができるかもしれませんが、長期間にわたるもので、定期的に例えば九州の方から来てもらえるかという、そこは現実的ではないかと思っています。様々な主管部課の附属機関の使い方ということにも起因してきてしまいますので、政策課としてできることは市の考え方をしっかり伝えて理解してもらった上で、よりそれに沿った形で取り組んでもらえるようにしていくことなかと考えています。

【委員】

政策課の職員の男女構成は25名中5名女性ということですが、大切な会議とかヒアリングを行う際には、女性は同席していますか。男性だけで進められていませんか。

【政策課】

政策課は担当制で仕事をそれぞれの職員に割り振った担当が進めています。逆にいうと女性職員しか会議に出ない場合もありますし、上司とセットということであれば上司と担当者で、ということになります。政策課についていえば、それぞれの場面に応じています。

【委員】

女性がいない審議会等に打診したりするときには女性はいらっしゃるのでしょうか。

【政策課】

打診の際には、現在は附属機関の担当者が男性ですので、基本的には男性職員が対応していることになります。担当制でやっているのですが、来年担当が女性職員になれば、女性に対応するという形になります。

【委員】

ひとりで担当するのですか。

【政策課】

はい、基本的にはそうです。

男女という視点だけでお話をさせていただければ、必ず政策課を通っていきますので、我々の上司は女性ですので、すべての審議会の委員決定は伝えていきます。

【委員】

では、その上司の方は3つの審議会には女性がいないという現状を把握しているのでしょうか。それに対する考えは何かおっしゃっているのでしょうか。

【政策課】

直接どう考えているかは、我々が聞き取った訳ではありませんが、そこについては何度も繰り返しになりますが、先ほどから申し上げていることが要因となっていますので、引き続き市としては男女比というのは様々な取組を進める中でなるべく目標に近づけるということになります。一方で、卵と鶏の話になるかも知れないが、女性の社会の進出というのが少ない中での選出というところで我々はジレンマを抱えているので、やはりもっと女性が社会進出する様々な施策、事業等を通して、社会全体の女性参画を高めていって、女性委員の選出につなげていきたいという思いはあります。

【委員】

それは両方でやらないといけないと思います。専門性が大事というのはよくわかりました。それはおっしゃるとおりなのですが、先ほど九州からわざわざという話がありましたが、九州でも飛行機で1時間あれば来られる訳ですし、府中市に関係する人でなくてはいけないという条件があるなら近隣でもいい、年齢制限が70歳までなら、もう少し上でもいいとか、なにか専門性以外のところで譲歩できる条件はないでしょうか。

【政策課】

そのあたりも含めて、我々としては主管部課に呼びかけをしているつもりなのですが、やはりこの人ありきという形で、ピンポイントでこの方をお願いしたいというイメージで主管課がいる場合も中にはあります。今まででやっていた方がそのままとか、男性の方でということピンポイントでいつてきた場合には、そうではなくて我々の取組についても理解してくれということいろいろな観点から女性委員が登用できるように検討できないか、ということ、今お話があったように年齢のところを少し考えとか、エリアを少し広げるとか、大学教授だけでなく民間の研究所とかでもそういった知見をお持ちの女性がいらっしゃるかもしれないので、そこは探せないかという働きかけはしっかりやっていきたいと思っています。

【会長】

代表でなくてもいいのではといった条件緩和もあると思います。いかがでしょうか。

【委員】

お話を聞いていて、専門性があるのは男性だという思い込み、偏見を皆様ももたれているような気がしました。今は、女性も男性と同じように仕事をして、むしろ女性の方が優れている分野もあると思います。ただ関連団体に今までと同様に依頼していたら、今まで男性だったから、去年やっていたからこの人で、ということになると思うので、やはりそこは政策課からも、「来年は絶対女性を出

してください」、といった言い方をすれば、それではこの人にしようかな、となることもあるのではないのでしょうか。今まで10人男性だったものを急に女性5人というのは無理としても、ゼロだったものを1人、2人には、やりようがあると思うし、そこは政策課にがんばっていただくしかないなと思います。それから、もう1つ、政策課の30年度の取組を見て、結果は5%下がっているのに、29年度と書いてあることは全く同じで、すごがっかりしました。私は民間企業に勤めていますが、下がったら違うことをしないと上がる訳がないのです。お話を聞いていると、いろいろなことを考えて取り組んでいるということなので、私たちがきちんと判断をするためにも、それをここにも書いてほしいと思いました。

【会長】

それでは時間がきましたので、担当課ヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。政策課の方々ありがとうございました。

なお、今回の質問事項及び回答については、今後実施する第三者評価に反映してよろしいと思いますので、参考にしてください。

それでは議事を進めます。本日の資料について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】

それでは、本日のご検討いただく資料等の確認をさせていただきます。

まず、ご持参いただくようご案内させていただいた資料についてご説明いたします。

(配布資料の確認)

資料は以上でございますが、不足や資料をお持ちでない方はいらっしゃいますか。もしいらっしゃいましたらお渡しいたします。

本日は、審議事項(1)について、先ほど、政策課ヒアリングを行っていただきましたが、重点項目10事業について第三者評価を行っていただきます。その後、審議事項(2)の第6次府中市男女共同参画計画の最終確認を行っていただきます。

事務局からは以上でございます。会長、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】

今日は審議事項が2つあります。(1)の重点項目10事業について第三者評価について、をなるべく確定したいです。(2)の第6次府中市男女共同参画計画については、まだ微修正がありそうですので皆様にお諮りしたいです。

【会長】

ここで、前回議事録の確認をいたします。事前に送付されていますが、何かお気づきの点等がございますか。ありましたら後ほど、事務局にご指摘いただければと思います。

それでは、審議事項（１）府中市男女共同参画計画推進状況評価報告・第三者評価に係る担当課ヒアリング及び第三者評価について、事務局からお願いいたします。

【事務局】

資料２をご覧ください。

（資料２の説明）

事務局からは以上でございます。

【会長】

では、Ⅰあらゆる分野における男女共同参画 Ⅰ社会・地域における男女共同参画 （１）政策方針決定への女性の参画の拡大で「Ⅰ審議会などにおける男女それぞれの構成比率を３５％以上に促進」、というところで、いただいた評価はⅡ．Ⅱです。これを換算するとⅢ評価、少し後退しているのではないかということですが、これに関しましてはいかがでしょうか。

先ほど話のあった、専門性にこだわらなくてもいいのではないか、市民目線も大事ではないか、代表でなくてもいいのではないか、などは書き込んでもらってもいいと思います。条件緩和を少し考えてほしい、隠れた人材の発掘、数字が横ばいだから同じ手段ではだめなのではないかということも、書き加えてもらっていいかもしれません。専門性＝男性という思い込みはないか、その辺を入れていただくと内容が充実すると思います。評価のⅢに関してはいかがでしょうか。ご意見はありませんか。

【委員】

やっていることは今までと同じなので、それは現状維持なのか、それとも後退なのか。数字に対して具体的な努力をして取り組んでいるのかといえ、そこについてはそれほど明確な取組はないのではないかと。これまでどおり団体にお願いするだけで終わってしまっています。

【会長】

３５％にする具体的な取組が見えないということですね。さきほど出た、その他委員会を増やすだけでも、数字が変わってくるかもしれません。その辺も書き込んでもらいたいかもしれません。

【事務局】

実際に募集ないし、公募をするというのは政策課ではなく主管課がやります。選出母体というのはある程度決まってきます。例えば教授であれば専門性がある人を選ぶでしょう。市民公募なら専門性があるかはどうかわかりません。選考は作文などです。先ほどの４０％以上女性がいるということでしたが、そこは評価していいと思います、確かに審議会は専門性があるところがあつて当たり前のところがあります。しかし、公募市民を選んでいるケースも多いです。政策課には働きかけ

をお願いするだけでなく、我々も働きかけをする一員でなくてはいけないと思います。我々と一緒になってやっていきたいと思います。選出母体に女性がいるかいらないか、それは少ないと思います。市としてやれることはやるが、選出母体に女性がいらないのが実情です。自治会連合会は役員に女性がいません。1つ1つ見ていけばそういうことになるので、政策課だけではなく全庁的な捉え方をお願いできないかなと、私は思います。ですので、Dという判定は少し厳しいかなと思っています。

【委員】

取組に書かれていることが、ファクターに応じてこういう専門性ではこういう取組を、協議会についてはこういう取組をやっているとか、具体的にプラスアルファとしてわかる形でしっかりとここに書いてもらえれば、それなりの評価ができると思います。毎年同じ文を羅列しているだけで、やっていることが、委員の団体の推薦とか働きかけだけで終わっている。前向きで具体的な取組がどのようになされているのか、我々に伝えられていないのではないのでしょうか。だからどうしても印象がDになってしまう。もう少しコメント欄に具体的な取組を記述していかないといけないと思います。

【委員】

自己評価1というのは、他人事なのです。主体性がない、自分たちの問題として捉えているのかなと感じます。この問題に責任をもって自分たちの仕事だと思っていただかないと。

【事務局】

書き方につきましては、我々も指導をしていきます。

【委員】

Dは気の毒だというお話もありましたが、判断基準が資料しかなくて、数字が減っていて、去年と同じことが書いてあったら、D以外はないです。ちゃんとした評価を得たいなら、もう少しちゃんと書いてもらわないと。

【事務局】

そこを現状維持とみるか、後退と見るかは、委員さんの視点でお願いします。

【委員】

私たちも時間をかけて真剣に読み込んでいます。私たちに見せて評価させるのであれば、もう少しちゃんと書き込んでもらわないと。

【委員】

不思議に思ったのは、普通、去年と同じことは書いたらそれはアウトでしょう。それをそのまま書いてくるのはどうなのでしょう。

【委員】

自己評価1ですから、Dが付こうがEが付こうが気にならないのではないで

しょうか。

【事務局】

先ほどは皆様が見えないところを言っただけで、それを評価の中に入れてくださいということではないです。今言った話を主管課に伝えないと同じ書き方をしてきてしまうと思います。同じ書き方をしてきたら、Eにしてあげていいですか、と。最低評価でも、皆様には客観的に評価をしてもらわないといけないと思います。

【委員】

私はEにしました。26年度から資料を調べました。26年度の評価は、やはりDで政策課の自己評価は2です。27年度はDで自己評価2です。28年度はヒアリングをしてすごく変わって、29年度は政策課もいい評価で出していて、こちらもBで出しています。しかし、よく見たら、それは審議会の全体数が減ったのでゼロの割合が少なくなっただけで、中身が充実した訳ではなかったのです。今回自己評価が1にもかかわらず、次年度の目標を具体的に出すとか前向きな意見を聞けなかったことが非常に残念です。ヒアリングを行ったことによって、こちらの考え方を伝えられたかなとは思いますが、今回はDだと思います。そうして、政策課の様子を見ないといけないのかなと思います。

【事務局】

皆様から率直にご意見いただけてよかったです。我々も評価の仕方について考えていきたいと思っています。言葉が少し強くなってしまってすみません。ありがとうございました

【会長】

何よりも具体的なことを示してほしいということですね。政策課はお願いする立場なので政策課だけの問題ではなく、全庁にオーソライズしてくださいというニュアンスも出しましょう。

【委員】

マニュアルというのが、よくわからなかったのですが、その見直しも必要かと思っています。

【事務局】

確か数年前に見直しされ、併せて全庁的な機関数を整理されていますが、主管部署は担当のところしかその時にならないと見ないので、その部分の周知とかは政策課がもっとやれることはあると思います。その内容だけでは改善されないのであれば、マニュアルの内容の見直しも政策課としてできることがあるのではないかなと思います。このようなところを改善策として拾って、盛り込むような形でいいでしょうか。

【会長】

いいと思います。

次は、(5)市職員などの男女共同参画の推進の「21 女性職員の参画意識の向上」です。評価Dということで、女性の昇任試験受験率が減っている、このままだと2割いかないのでは、ということですが。いかがでしょうか。

それでは、第三者評価はD、判定理由はここにある記述でいきます。段階的にとあるところは、少し書き込みが足りないと思いますが。

【委員】

今が11%で目標が20%で、どうやったら20%にいけるのかイメージが湧かないです。去年が11.2%で今年が11.0%。本気でやろうと思ったら、すごく抜本的なことをやらないと、その具体策は見えないですね。

【会長】

「根本的に、どこに問題があって女性管理職が増えないのかを、もう一度考え直す必要があるように感じます。女性が管理職になるためには、本人の努力はもちろんのこと、周りの協力が必須だと思われます。その見直しも大事なのではないのでしょうか。」という記述があります。これで伝わるとはと思いますが、「1年ごとの具体的な数値目標設定を行い取り組んでいただく」という指摘もあります。段階的にといっても2年しかないのです。

【委員】

昇任試験制度は、他の市町村でも女性男性に関わらず管理職の試験は受けない傾向は出てきています。いろいろな事情で昇任試験を受けない女性というのはいると思うので、そこを引っ張り上げるような策は必要です。

【委員】

ハードルがあるなら、インセンティブを与えとかしないかないのではないのでしょうか。民間企業にせよ、昇任試験を通るというのは大原則なので。

【委員】

女性の場合、介護の制度が充実するとかトータルで考えないと、昇任試験を受けられないということもあります。

【委員】

働き方改革との連動という気がします。

【委員】

女性にしわ寄せがいかないように、そこは働き方改革とセットになってくると思います。

【会長】

庁内のワーク・ライフ・バランスをいかに図っていくかということで、それはここに書き込めるとは思います。家事・育児・介護がどうしても女性職員にいきが

ちなので、制度の充実で働き方改革と連動して女性が働きやすい職場づくりとセットだということですね。プラス、インセンティブです。個別に声をかけるというのもいいことだと思います。個別に引っ張り上げる努力もされているようですが、そこも書いてもいいかもしれません。それでは第三者評価はDということではよろしいでしょうか。

次は、2教育の場における男女共同参画の(1)学校における男女平等教育の推進「31 男女平等教育の推進」です。Bの評価もDの評価もあり、評価不能の方もいます。平均化するとCです。どう実現されたのか、よくわからない。数値化困難とあるが、数字で出すこともできるのではないかという指摘もあります。ハラスメントに関しても言及しています。

【委員】

具体的になにをしてきて、指導室が今年度なにを目標にするのかよくわからなかったのですが。

【事務局】

各学校に指導要領どおりに誤りがないか、それに沿って教育が行われているか、確認するところです。それに沿ってやっていけば、あらゆる分野で必要な教育がなされると捉えているかと思います。

【委員】

それを今年度はどういう観点でチェックしました、という、そういうことだと思います。男女平等の教育をすべての学校でやっているというチェックをするということですか。

【事務局】

この項目では、男女平等というより人権教育の一環として、ということになります。人権のどの内容で取り上げられたかは確かにわかりません。男女平等に関する内容なのか、セクシャルマイノリティなのか、などいろいろな新しいものもでてきているので、皆様この記述だけでは評価がしづらかったかもしれません。

【会長】

我々も指導要領がどうなっているのかは詳しくはないのですが、どの部分が男女平等、人権と関わって、指導要領どおりやっているかどうかチェックするということでしょうか。

【事務局】

学習指導要領にのっとった教科書を、教育委員を含めての選定会議で選んで、それを指導計画で教えるということが人権教育として成り立っているという前提で書いているのだと思いますが、どんな人権教育だったのか、男女共同参画に関するものがあつたのか、そこまで書いてくれないと、わかりません。

【会長】

指導要領にこうあって、こういう教科書を使ってそれに沿って教えているというのを書いてほしいです。

【委員】

これがちゃんと行われていることをすべて学校に確認する、が目標で、それを確認したら、それはちゃんとした具体的な計画と実績だと思います。

【事務局】

指導室はちゃんと学習指導要領にのっとってのカリキュラムができているか、実施しているかはチェックを行います。少しこの書き方がざっくりすぎて、評価しづらいと感じます。

【会長】

指導要領は男女平等に関してどうなっているのか、教科書選定にあたっても男女平等をどう取り込んだ教科書を選んだのか、それに沿ってちゃんと教えたのかどうか、のチェックをかけたとか、実施の報告を求めたいです。どういう確認をしたのか、ということを加えることとして、第三者評価はCにします。

次は、Ⅱワーク・ライフ・バランスの推進 1 仕事と生活の両立支援推進

(1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進「4 2 ①男性職員の家事・子育てへの参画」です。第三者評価は全員Bで評価4となっています。出産支援休暇取得者30人、育児休業取得者が4人です。

【委員】

4人の育児休業取得者が、日にちをどれくらい取ったのかがわかりません。

【会長】

この報告だけだと、休暇がどのような仕組みになっているかわかりません。ここは人数以外に延べ日数も実績として書き込んでもらいたいと思います。

【委員】

手当はどうなっているのでしょうか。

【会長】

今回はもう少し制度取得期間や手当金などの解説をしてくださいということも付け加えます。

では、「4 2 男性職員の家事・子育てへの参画」の第三者評価はBとします。

次は、2子育て支援 (1) 保育サービスの充実 「4 5 待機児童の削減など低年齢児保育の充実」です。担当課は評価3をつけていて、こちらは評価平均3.7、Bという評価です。待機児童が146で、前よりはかなり減りました。施策は良好に推移しているということで、引き続き取り組んでほしいと思います。定員増などの理由も書いてあるので、他に書き込んだほうがいいことがあれば後でおっしゃってください。

それでは「45 待機児童の削減など低年齢児保育の充実」の第三者評価はBとします。

次は、3 介護支援 （1）高齢者・障害者・介護支援などの充実 「59 介護に関する知識や状況の充実」です。おおむね3でCがついています。パンフレットをつくったこと、出張説明会などが行われていますが、説明会の回数が減り参加者が減っているようです。着実に実施はしていますが。

【委員】

提言案になぜ減ったのかという原因を分析して書いています。

【会長】

そうですね。記載は工夫をお願いします、ということも書いてありますので、「59 介護に関する知識や状況の充実」の第三者評価は、現状維持でCにします。

次は、Ⅲ 人権が尊重される社会の形成 2 人権の尊重 （1）家庭内暴力などの根絶に向けた取組の推進「69 児童虐待を防ぐための意識啓発」です。メディアでも取り上げられていますが、とても重要な重点項目だと思います。現状維持で、活動が減っているところが懸念されるということではよろしいでしょうか。では、理由も概ね提言案で、「69 児童虐待を防ぐための意識啓発」の第三者評価はCにします。

次は、2 人権の尊重 （1）家庭内暴力などの根絶に向けた取組の推進「70 子どもに関する相談」です。評価はBとなっています。概ね良好に推移しているという評価です。

【委員】

この前の児童虐待を防ぐための意識啓発のところで、70①の新規相談受理件数のうち児童虐待は281件で184件増えています。これは啓蒙活動の結果かなと思いました。児童虐待の相談件数が増えたということも69の児童虐待を防ぐための意識啓発に結果として書いておいてもいいのではないのでしょうか。

【会長】

69の児童虐待を防ぐための意識啓発のところに、児童虐待の相談件数が増加し、啓発の結果かと思われます、ということも書いてもらいましょう。では、「70 子どもに関する相談」も第三者評価はBにいたします。

次は、2 人権の尊重 （1）家庭内暴力などの根絶に向けた取組の推進「71 児童虐待防止への対応」です。これはBがひとりいますが、ほぼCです。

それでは、ここも現状維持で第三者評価はCにいたします。理由もほぼ提言案でいきたいと思います。

最後に、Ⅳ男女共同参画社会づくり 1 普及・啓発活動の推進 （2）情報の

収集・提供「9 3 男女共同参画についての調査」です。Aをつけている方もいますが、評価はBですがいかがでしょうか。

では、「9 3 男女共同参画についての調査」の第三者評価はBとします。

これで本年度の評価は以上といたします。次回、何か付け加えることがあればお願いいたします。

それでは、時間も押していますが、審議事項（2）第6次府中市男女共同参画計画について 事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料3をご覧ください。

（資料3の説明）

以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。何かありますか。

【委員】

前回まで45ページまでは検討が終わっていますが、46ページ以降はまだ検討していないと思うのですが。

【会長】

ご指摘ありがとうございます。46ページ「課題3 生涯を通じた健康支援」から検討して以降いないということですが、なにかお気づきの点はありますか。

【委員】

女性の子宮がん乳がんの受診率が載っていますが、府中市の場合、国民健康保険の人が人間ドックを受診した場合ひとり年間1万円という補助金制度がありこんな立派な制度があるので、どこかへ盛り込んだほうがいいのではないのでしょうか。市民の受診率も上がると思います。

47ページ「6 8 ライフステージに応じた健康支援」で、ライフステージに応じた健康診断や各種講座を実施とありますが、「ともに補助金制度を活用ながら受診率アップを図っていきます」のような一文を入れるといいと思ったのですが。

【事務局】

主管課に確認してみます。せっかくやっていることは記載した方がいいと思います。

【会長】

ありがとうございます。他はどうでしょうか。

【委員】

21は番号が「性的マイノリティに関する意識啓発の実施」と「学校教育にお

ける男女共同参画の推進（再掲）」の２種類あつかぶっているようですが。

【事務局】

整理して、かぶらないようにさせていただきます。

【会長】

４７ページ「２１ 学校教育における男女共同参画の推進（再掲）」は場所がちがうのでとっていいと思います。「２１」は３９ページが再掲となっていますが、初出ではないでしょうか。チェックをお願いします。

「課題４相談体制の充実」とか、「目標Ⅳ 男女共同参画社会づくり」などは、いかがでしょう。調査の結果が載っているので施策がたてやすいと思います。分析には、施設周知が必要ですよと書いてあるので、フチャールの認知度アップに関しては、事業項目の概要に「男女共同参画センターの認知度アップに努めます」といった一文を入れていただくといいと思います。「７２」「７３」あたりでしょうか。

他はいかがでしょう。特になければ、この形でとりまとめていただきたいと思います。

【事務局】

今回のものを当協議会の案として確定をした上で、１０月上旬に、再度、庁内調査を実施し、各担当課と最終調整を行います。その後、１０月中～１１月上旬にかけて、庁内組織「男女共同参画推進本部」へ諮り、議会への報告後、１１月下旬から１２月下旬にパブリック・コメントを実施いたします。この計画案に対していただいた市民からの意見等を踏まえ、最終案を作成いたします。

最終案につきましては、１月９日（木）に開催予定の第１０回の協議会に報告させていただきます、「男女共同参画推進本部」を経て、２月の議会へ報告いたします。そして来年の４月からスタートという形になります。

議会手続きの関係もありますので、文言調整などにつきましては、会長、事務局で調整をさせていただければと思います。

【会長】

１月９日の協議会で最終案ということになると思います。議会の関係もありますので、今日のところで事務局、会長、副会長に預からさせていただきます。

【事務局】

パブリック・コメントの手続きに公開する案ができましたら、皆様にもお送りいたします。

【会長】

その他について、事務局の方からは何かありますか。

【事務局】

今回は、１月９日（木）午前１０時からを予定しています。場所につきまして

は現在調整中ですので、開催通知でご確認ください。

【会長】

第7回男女共同参画推進協議会を閉会とします。本日は御出席ありがとうございました。